

1 心裡留保

意思表示の効果	原則	有効
	例外	無効（相手方が悪意又は善意有過失の場合）
第三者との関係		善意の第三者に対しては、無効を主張できない。

2 （通謀）虚偽表示

意思表示の効果	無効
第三者との関係	善意 ^{※1} の第三者 ^{※2} に対しては、無効を主張できない。

※1 過失の有無は問われない（過失はあってもよい）。

※2 登記がなくても、「第三者」として保護される。

3 錯誤

要件	①	次の(i)(ii)いずれかの錯誤に基づくものであること (i)意思表示に対応する意思を欠く錯誤（表示行為の錯誤） (ii)表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤（動機の錯誤）※
	②	錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること

※：(ii)の場合における取消しは、錯誤した事情が、法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる（明示・黙示いずれでもよい）。

意思表示の効果	取り消すことができる。
第三者との関係	善意無過失の第三者に主張できない。

4 詐欺・強迫

意思表示の効果		取り消すことができる。
第三者との関係	詐欺	善意無過失の第三者 [※] に対しては、取消しを主張できない。
	強迫	善意無過失の第三者に対しても、取消しを主張できる。
第三者による詐欺・強迫	詐欺	相手方が善意無過失の場合は、取り消すことができない。
	強迫	相手方が善意無過失の場合も、取り消すことができる。

※ 登記がなくても、「第三者」として保護される。

5 公序良俗違反

公序良俗違反の行為の効果	無効
第三者との関係	善意の第三者に対しても、無効を主張できる。